

番号	質問・意見	回答
1	定款変更は不要ですか？	<p>第1号訪問事業や第1号通所事業と記載される必要があります。</p> <p>なお、みなし指定の期間は当該事業所に定款を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間以降は、事業者は藤井寺市が定める指定基準により指定の更新を受けなければならない、この更新までに定款への記載をしておく必要があります。</p> <p>また、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の記載については、H30.3.31までは指定の効力が併存するため、削除しないようご注意ください。</p>
2	～H29.3.31までのデイ・ヘルパーの利用者に対しては契約書・重要事項説明書の取り直しは不要ですか？	<p>～H29.3.31までの利用者に対しましては、契約書・運営規定・契約書の取り直しは不要です。また、H29.4.1以降の要支援認定更新者に対しましては、書面により契約書・重要事項説明書の説明を行うとともに、同意を受けたことを書面として残す必要があります。そのため、契約書や重要事項説明書等を改めて取り交わすことが適当と考えますが、説明内容に誤解が生じないようであれば、書面の交付や覚書等を取り交わすといった対応でも可能とします。</p>
3	<p>運営規定で「介護予防訪問介護（通所介護）」→「介護予防訪問介護（通所介護）相当サービス」に名前が変更される事で、大阪府に運営規定変更の届け出は必要ですか？</p> <p>また、必要であればいつまでに行えば良いですか？</p>	<p>大阪府へ問い合わせたところ、総合事業分のみの変更であれば、届け出は不要との回答でした。</p>
4	説明会で頂いた資料（介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業者説明会）のP.10 読み替え規定の例示の空	<p>空白部分には利用者の保険者である該当市町村名の記載をお願いします。</p>

	白部分は何を入れたら良いですか？（藤井寺市？他市も？違う表現？）また、重要事項説明書のどこに入れたら良いですか？	なお、例示であることから、記入箇所や文言等につきましては、各事業所でご判断してください。
5	デイ・ヘルパーに関して、他市から利用者を受け入れた場合の、事業所指定は～H30.3.31のいつまでに取れば良いですか？	保険者により提出期限が異なることから、受け入れを行う当該利用者の保険者にお聞きください。
6	要支援認定を受けている藤井寺市民が羽曳野市等他市のデイ及びヘルパーを利用されている場合、4月以降も利用継続は可能でしょうか？また、利用継続するにあたり、ケアマネが何か届出等必要ですか？	みなし指定の事業所であれば、平成30年3月末までは他市での総合事業の利用は可能であり本市への届出等は不要です。また、平成29年4月以降に要支援認定の更新を行いました利用者につきましては、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書が必要となります。
7	総合事業実施による定款変更必要の有無について 当法人の定款第1条に記載のある事業が下記の事業である。 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人デイサービスセンターの経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 地域活動支援センターの経営 (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営 (ト) 老人介護支援センターの経営	定款変更の有無につきましては、各法人と所轄庁で調整を行うべき内容と認識しておりますが、当市の考えといたしましては、下記のとおりです。 貴法人の定款 第1条 (2) 第二種社会福祉事業 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営 が、老人福祉法第5条の2第2項及び同条第3項に定める事業であるのなら、それぞれ介護保険法第115条の45第1項第1号(ロ)及び同号(イ)に規定する事業に該当するため、定款変更

	<p>(チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 (リ) 生計困難者に対する支援相談事業の経営 (ヌ) 生計困難者に対して無料又は低額な料金 で、宿泊所その他の施設を利用させる事 業の経営</p> <p>他市の事務連絡において、第1号訪問事業は老人居宅介 護等事業、第1号通所事業は老人デイサービス事業に該当 するとの文書があった。</p> <p>当法人は定款変更必要の有無の回答をお願いします。当 法人の所轄庁である大阪府指導監査課に問い合わせをし たところ、藤井寺市に質問をしてくださいとの返答をいた だいています。</p>	<p>の必要はないものと思われます。</p>
8	<p>運営規程、契約書、重要事項説明書の変更点について 必ず記載をしなければならない文言等の雛形はあるの でしょうか。表紙の表記例とともにご教授願います。</p>	<p>運営規程、契約書、重要事項説明書には、それぞれ、第一号訪問 (通所) 事業または、介護保険法第115条の45第1項に基づく 事業を行うことのできる記載をお願いします。また、記入箇所等 につきましては、各事業所でご判断ください。</p> <p>現在、運営規定、契約書、重要事項説明書の雛形等はございませ ん。今後の課題とさせていただきます。</p>